



このたびの大震災において被災されました皆様方には、
謹んでお見舞い申し上げます。

5日清明, 20日穀雨, 29日昭和の日

1. April 改正情報・案内

今月支給の給与計算では健康保険料・介護保険料の
料率変更を忘れないようにしてください。雇用保険にお
いては、3/31までに満64歳になられた人は、4/1以降

保険料が免除となりますので、ご注意ください。

介護保険料率・健康保険料率改定 先月 協会けんぽ **愛知県**健康保険料率は現行の9.33%から
0.15%引き上げられ **9.48%**に改定されました。(全国平均は9.34%から9.50%になります) **介護
保険料率**は全国一律で現行の1.50%から **1.51%**

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) **健康保険 47.4** / 1000、**介護保険 7.55** / 1000
厚生年金保険 80.29 / 1000 **雇用保険 6** / 1000 (建設業 7 / 1000)

2. 名言名句

「どんな困難に直面しても、「ここから始まるのだ」と、とらえ直すことができれば、

私たちは必ず前進できます。」

医師 日野原重明

3. 法律ワンポイント

このたびの東日本大震災の発生により、被害を受けた事業場にお
いては、事業の継続が困難になり、または著しく制限される状況にあります。厚生労働省から
「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」が公開されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf> 第1版

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016u30-img/2r98520000017emz.pdf> 第2版

1版Q4 今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、
労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはどうか。

A4 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、
休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされてい
ます。ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者
に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発
生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けるこ
のできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。
今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場
合は、①②に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には
該当しないと考えられます

2版 Q5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たると考えられます。

A5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、前述①②の2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。

第2版では、派遣労働者の雇用管理、解雇、採用内定者への対応、一年単位の変形労働時間制について9つのQ&Aが追加されています。震災を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではなく、ありません。また、今回の震災の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。

解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（例：業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）等）以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに沿って適切に対応する必要があります。

労働契約法第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と規定されています。

4. データ・情報

① 厚生労働省は3/18、東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合にも雇用調整助成金を利用することができるとホームページに掲載した。また支給要件についても緩和し、青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県のうち災害救助法適用地域に事業所がある場合は、最近1カ月の生産量、売上高等がその直前の1カ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象とするとしている。

② 厚生労働省は3/18、文部科学省と共同で行った2010年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査の結果を発表した。大学の就職内定率は前年同期と比べ2.6ポイント低下の77.4%で、過去最低の水準となった。男子は78.9%（前年同期比1.2ポイント低下）、女子は75.7%（同4.2ポイント低下）。発表は2月1日現在の状況であり、東北地方太平洋沖地震により、就職内定状況に影響が出ることも予想されるとしている。

③ 厚生労働省は、「運用3号」の取扱い（3/8に廃止）による救済策に基づいて一旦は3/15に年金支給を行わざるを得ない493人に対して、支給後に過払い分の全額返納を求める方針を示した。また、日本年金機構は、第3号被保険者ではなかったものの記録が確定してすでに年金を受給している人が10万人規模に上る可能性があるとする推計結果を明らかにした。

HRM Tanaka Human Resources Management

3.11の大震災は史上最大の地震と津波災害でした。そして原発による放射性物質拡散による環境被害問題は人災と言って良いのでしょうか、これからどういった補償がなされてゆくのか、悪化した環境はどうなってゆくのか……。計画停電なる電力の節電、日本全体が節電をすることは将来に向けても大変良いことなのだと思います。しかし、東日本と西日本のヘルツの違いで西日本から東京電力への変換送電は、設備の面で十分できないというのが、年間の東京電力の設備投資額からすれば、この変換するための設備を設置することは難しくないと、日経ビジネスでは書かれていました。では、なぜ今までしてこなかったのか、全国の電力会社が平準化されることへのデメリットからといわれています。東京電力の使命と責任感は一体どこに？今後、原発問題が鎮静化しても東京電力にとっては、大きな補償問題が待ち構えていることでしょう。

今月は、医師日野原重明氏の名言を、掲げさせていただきました。今年10月4日に100歳になられる氏は、今なお現役であり、その前向きな姿勢には脱帽です。彼はゴルフにおいては、95から始め100歳になったらエイジシュート（自分の年齢以下のスコアを出す）と、ものすごいことを掲げておられます。まず、その年齢まで生きるというのも、凄いのにも、ゴルフまで！氏の言葉を胸に刻み進んでゆきたいと思えます。（S）